

北欧における男女共同参画の現在

齋藤 実

§ 1. 問題提起—何故、北欧の男女平等か

北欧は、世界でも有数の男女共同参画先進国であるといわれる。このことは、北欧の日常生活で目の当たりにする。たとえば、北欧で昼間にテレビをつけてもほとんど放送されていない。それは、女性も男性同様に、昼間仕事に出ていることが多く、昼間にテレビを見る専業主婦が少ないことが理由とされる。また、従来日本では男性の職業とされていた電車やバスなど公共交通機関の運転手にしても、北欧ではかなり前から女性の運転手を目にする。また、女性兵士や女性警察官も少なくなく、フィンランドの警察学校では入学してくる者の約半分が女性である。北欧が男女共同参画先進国であることは、数値の上でも明らかである。男女平等の度合いを指数化した「ジェンダーギャップ指数」が世界フォーラムから出されるが、2008年は、130カ国中、ノルウェーが1位、フィンランドが2位、そしてスウェーデンが3位との結果になっている。北欧という特定の地域が、ジェンダーギャップ指数の上位を形成するのは、極めて異例なことである。

また、2009年、デンマークでは「王位継承を現在の男子優先から男女を問わない長子優先に変更することの是非を問う国民投票が実施され、賛成約78%で承認された」¹。既にノルウェー、スウェーデンでは、男女を問わず長子が王位を継承することとなっているが、これらの国に続いて、デンマークでも長子が王位を継承する制度を採用したことになる。ここで注目すべきは、王位継承という問題に対して国民投票という一般国民の意思が直接反映される制度が導入されている点である。翻って日本について考えると、皇室典範は依然として「男系の男子」が皇位を継承すると規定している（同法1条）。この条文の改正について一時期は議論もされたが、近時は改正についての議論は下火になっている。ただ、日本には、日本国憲法の原案を作成したアメリカ合衆国にも規定のない「男女平等」に関する条文を憲法24条に置いている。この条文は、連合国総司令官総司令部（GHQ）憲法作成スタッフだったベアテ・シロタ・ゴードン氏が、戦後の日本で他の国々に先駆けて男女共同参画社会を実現しようとして作成したといわれている²。ただ、その後の日本の男女共同参画の状況は、皇室典範の規定を1つとっても、残念ながら彼女が考えていた理想を実現するまでには至っていない。北欧が上位3位までを占めたジェンダーギャップ指数では、日本は98位となっている。

枚挙に暇がないほど、北欧では男女共同参画の考えが浸透し、女性の社会参加が積極的になされている。もっとも、北欧で男女共同参画の考えが浸透してきたのは、比較的最近のことである。男女共同参画先進国と言われる北欧においても、男女共同参画という考えが当初からあったわけではなく、長い時間をかけて浸透させていったのである。そして、興味深いのは、北欧の人々は、未だに男女共同参画の考えが十分に実現されているとは考えていない

ことである。日本と比較すると十分な男女共同参画社会のようにも思われるが、しかし北欧では、今の社会ではまだまだ男女共同参画が行き届いているとは考えておらず、一層の男女共同参画のために努力が必要であると考えられている。このような、さらなる男女共同参画社会を目指す北欧から、私たちが学ぶことは少なくない。

§ 2. 女性の社会参加—政治家等について

国民への男女共同参画意識の浸透具合や、女性の社会参加の程度を知る尺度となる職業の1つは、国会議員をはじめとする政治家であろう。政治家を選ぶのは国民であり、もし、国民に男女は平等であるとの考えが浸透していれば、自然と政治家の半分は人口の約半分を占める女性となるはずである。

北欧の状況を理解する前提として、まず、日本について見たい。女性の国会議員は、2009年5月の時点で、衆議院で9.4%、参議院で18.2%となっている。衆議院9.4%は2006年の調査の時点と全く同じ割合だが、列国議会同盟（IPU：Inter-Parliamentary Union）による調査では、世界順位は99位から105位に後退している。このことは、日本が世界の男女平等の流れに取り残されつつある、1つの証左と見ることも可能である。これに対して、北欧では約4割の国会議員が女性となっている。国別でみると、国会議員の中で女性議員の占める割合は、フィンランドが42%（2009年）、デンマークが38.7%（2001年）、ノルウェーが36.1%（2009年）、アイスランドが42.9%（2009年）となっている。これらの国では、女性の国会議員が半数となる勢いであり、日本と比べると驚くべき割合で女性の国会議員がいることが分かる。さらに、スウェーデンでは、2006年に国会議員数349名の内、女性国会議員は184人で、過半数が女性となっている。現在の日本では、国会議員の半数が女性であるという状況は、想像することすら難しいと言わざるを得ない。

国会議員のみならず、北欧では女性の大統領も誕生している。アイスランドでは世界初の民選の大統領として、女性であるヴィグディス・フィンボガドゥティル氏が第4代大統領を務めた。また、2000年、フィンランドでは、タロヤ・ハロネン氏が女性初の大統領となり、2006年には再選されている³。最近では、2009年、アイスランドで、社会民主同盟による初めての左派政権が誕生し、女性の党首であるヨハンナ・グルザルドッティル氏が首相に任命されている。アイスランドでは同性婚が認められており、彼女は女性脚本家と結婚していることでも話題となった。2009年9月に、筆者がアイスランドでインタビュー調査した際、ほとんどの人は、ヨハンナ・グルザルドッティル氏が同性婚であることを気にしておらず、ましてや女性であることを気にしている人は皆無であった。

大統領同様、大臣についても女性が少なくない。フィンランドでは、現在の第2次タロヤ・ハロネン内閣で20名の大臣のうち12名を女性が占めている（2009年）。スウェーデンでは、22名の大臣のうち、男性・女性それぞれ11名で、大臣の半数を女性が占めている（2004年）。アイスランドのハンナ・グルザルドッティル内閣では、12人の大臣ポストのうち女性が5人となっている（2009年）。ノルウェーでは、1986年にグロ・ハーレム・ブルントラント首相の第2次内閣では18ポストの中で8名が女性を占め、当時世界で女性の閣僚の割合が

最も高い内閣となった。同国ではそれ以降、女性閣僚の割合が40%を割る内閣はない。2009年、19ポストの中で9人が女性で占めている。

このように北欧では、女性の政治家が多く、しかも重要な地位を占めていることが分かる。この大きな理由の1つは、北欧では、女性の選挙権や被選挙権（立候補の自由）が他の国に比べ早くから認められたことにある。特に、フィンランドでは、1906年にヨーロッパで初めて、女性の選挙権を認めるとともに被選挙権も認め、翌年1907年には普通選挙を実施し、200名の国会議員中、19名の女性議員が誕生している⁴。日本で女性に選挙権が認められたのは、1945のことであるから、フィンランドでは日本よりも約40年も前に、女性の選挙権が認められたことになる。他の北欧諸国でも、同様に早い時期に女性の選挙権を認めている。例えば、ノルウェーでは納税額の制限はあったが、1907年には女性にも選挙権を認め、1913年には男女同じ権利が認められている。他の北欧諸国も早い時期に女性の選挙権を認めている。このように北欧では、早い時期から女性の選挙への参加が認められていたため、女性の政治家を選ぶ土壌が早くからあったと言うことができる。

また、選挙制度自体にも、女性の国会議員が多い理由が見出される。北欧では5カ国いずれも選挙制度に比例代表制を採用している。比例代表制とは、国民が候補者個人ではなく自分の支持する政党に投票し、各政党が得た投票数に応じて議員を選出することができるという制度である。比例代表制は、他の選挙制度に比べ、国民の意思がそのまま議席数という結果に反映される。そのため、もし国民が女性の国会議員を望むのであれば、女性の候補者が多い政党に投票すればよく、その結果として女性の国会議員の数を増やすことが可能となる。また、選挙制度と密接に関連するが、北欧の主要政党のほとんどが、候補者のいざれかの性が40%以下にならないような割り当てをするクオーター制を導入している。「いざれかの性」と規定されている場合が多いが、この制度の目的は、女性の議員を確保することにある。そのため、この制度を導入した政党から選出される議員の40%以上は女性議員となる。

このように北欧では女性に早くから選挙権を認め、また、比例代表制やクオーター制を導入したことなどから、女性の議員の数を増やしてきた。このような制度を制定したのはまさに国民自身であり、北欧では、女性の社会参加を望む国民の声が大きかったことが分かる。

§ 3. 女性の社会参加—国民一般について

それでは、国民一般の中で、女性はどれだけ社会に参加しているのか。ノルウェーの例では、2004年、25歳から66歳までの人を対象にした調査で、男性の約82%が仕事に就き、女性も約75%の人が仕事に就いている結果が出ている。女性の就業率は男性よりも低いものの、その差は僅か約7%でしかない⁵。このような高い数字は、育児が大変だと思われる世代の女性もほとんど変わりがない。3歳未満の子供を持つ女性では72%、3~6歳の子供を持つ女性に至っては男性と同じ82%の人が仕事についている。また、スウェーデンでも、女性の就労率は高い数値となっている。少し古いデータだが、1999年における有給雇用にある20歳から64歳の女性は78%で、男性が82%であり、高い率であることが分かる。このように女性の社会参加が進んでいるが、様々な職種の中でも公務員として働く女性が多いのが北欧の特

徴である。たとえば、ノルウェーでは2004年、公共部門の中で、女性が全従業員の68%を占めている。地方自治体に至ってはそのうちの78%が女性をしめる。政府機関でも女子の比率は57%と過半数以上となっている。スウェーデンでも2001年、公務員の41%が女性であるとの統計が出ている。

女性の社会への参加は、大学生の中での女子学生の占める割合にも表れている。フィンランドでは、現在、人文科学、法学、医学の分野で女性の学生数が、いずれも男性の数を上回っている。ノルウェーでも、大学生の約60%は女性となっている。スウェーデンでは、大学生の約60%、大学院生の約40%が女性で、医学部では、ほぼ半数の学生が女性を占める。総じて北欧では、大学進学者の中で女性の占める割合は増えてきていると言ってよい。このような女子学生の割合の多さを見ると、北欧では、今後ますます女性が社会に積極的に参加することが予想される。

§ 4. 北欧ではなぜ女性が社会参加をしたのか

北欧で女性が社会に参加するようになったのは、決して最近のことではなく、かなり以前から女性は労働力として社会に参加していた。ただ、このことは、北欧社会がかねてより積極的に女性の社会参加を支えていたことを意味しない。女性は「働くざるを得なかった」ために社会に出ていったのである。北欧はヨーロッパでも最も北に位置し、フィンランドはロシアを隣国とする。また、北欧には、十分な耕地もない。そのような貧しい環境の中で生きていくためには、男が働くだけでは生活していくことが出来なかつたのである。そのため、北欧では、かなり以前から、女性も社会で働いていた。女性の社会参加は、北欧で人々が厳しい環境の中で生きていくためには不可欠であり、極めて自然なことだったのである。

ただ、1960年代に入り、女性の社会参加が一層盛んになった。その大きな原因は、上で述べた北欧の環境ではなく、北欧で福祉が整備されたことにある。福祉が整備されることで、女性は家事にとられる時間が減り、女性には一層社会に出る時間ができるようになったのである。

一連の福祉政策の中で、女性の社会参加を強く後押ししたものの1つは、育児休暇制度であろう。女性がせっかく社会に出て能力を身につけても、その後、子どもの世話を理由に仕事を一度辞めてしまうと、社会に戻ることが難しくなる。そこで、北欧では、女性が育児休暇を取りやすくし将来社会に戻る環境を整えるとともに、育児は男女ともに行うとの発想のもと、男性の育児休暇制度も積極的に進めている。男性が育児休暇を取ることを積極的に推進することで、女性の負担を減らしているのである。日本では、男性の育児休暇について、まだまだ自由に取ることができる雰囲気には至っていない。しかし、周りの知り合いの北欧人を見渡しても、多くの男性が育児休暇を取っており、男性育児休暇を取ることには抵抗はない。

現在、北欧の中でも、ノルウェーの育児休暇制度が極めて特徴的で積極的に活用されている⁶。この制度は1993年に導入されたもので、パパ・クオーター制度と呼ばれている。これは、1年間の育児休暇のうち、一定期間を父親に割振るとともに一定の給料を保障し、もし、

父親が育児休暇を取らなかった場合には、その個人の育児休暇は消滅してしまうというものである。育児休暇を権利として認め、もし使わなければその権利が消滅してしまうため、育児休暇を取得する父親は自然と増えることになる。利用率は1994年には45%であったが、翌年1995年には70%、2008年には90%を超えており、1993年当初4週間だった父親の休暇期間は6週間となり、2009年7月からは9週間となっている。母親については、9週間が割振られている。これら以外にも育児休暇をとることが認められているが、残りの期間については、母親と父親が任意に割振りができる。育児休暇をとった最初の1年間は、給料も保障されている。育児休暇を46週間取る場合には給料と同額が、56週間取る場合には給料の80%が保障される（育児休暇を3年間取る権利が保障されているが、46週又は56週を経過すると給料の保障はされない）。現在スウェーデンでもパパ・クオーター制が導入されており、北欧以外でもドイツが導入している。

§ 5 北欧の今後の課題

北欧においてさえ、男女が全く社会的に平等に扱われているわけではない。たしかに、北欧で女性の社会参加は進んでいるが、男女全く同じ条件で社会に参加しているのではない。たとえば、民間企業の管理職では、男性が圧倒的に多いことは否めない。2003年のノルウェーの統計では、ノルウェー民間部門の株式公開企業における役員のうち女性は8.5%に過ぎなかつた（これに対して国営企業では、45.7%）。スウェーデンも同様の状況で、最低200人の被雇用者を有する民間企業の会社の役員会における男性比率は、2002年には92%であった。1993年には、98%だったことを考えれば改善されているものの、依然として高い数字であることには変わりがない。また、男女間の給料格差も依然として存在する。現在フィンランドでは約15%の男女間での賃金格差があるとされており、スウェーデンの2004年に行われた調査でも、やはり約15%の差があるとされている。

そのため、北欧では、このような不平等を改善しさらに男女平等を推し進めるため、オンブズマンが設置されている。オンブズマンの仕事は国や地方公共団体の監視など様々であるが、注目したいのは男女平等のためのオンブズマンである。このオンブズマンは、男女共同参画が実現した社会となっているか監視をし、もし男女間の差別などがあれば警告することを役割としており、場合によっては訴訟を提起することもある。スウェーデンでは、かつてこのオンブズマンを男女平等オンブズマンと呼んでいたが、男女平等以外の平等問題を扱っているオンブズマンと統合され、現在では平等オンブズマンという名称で呼ばれている。というのは、実際の男女差別は、例えば少数民族の女性への差別など、男女差別以外の差別と一緒に行われることが少なくない。そのため、今日では、広く社会全体の平等を監視するため、平等に関わる他のオンブズマンを統合し、平等オンブズマンとして活動している。社会一般の平等を監視するオンブズマンを設け、その中に男女平等を含める考え方とは、現在は北欧の主流となってきている。例えばノルウェーなどでも、平等・差別撤廃オンブズマンが設けられている。

§ 6. 北欧のドメスティック・バイオレンス対策

監視機関を設けても、それだけでは、残念ながら男女平等の意識を完全に浸透させることは難しい。特に、最たるものは、男性から女性への暴力、具体的にはドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」とする。）や性犯罪という形で現れる。これらの犯罪の根底の1つには、女性は男性に劣るという男性の身勝手な考え方があると言われている。男女共同参画の考えが進んでいる北欧にあっても、DVや性犯罪の問題は深刻な社会問題となっている。そこで、まず、DVについて見ていただきたい。

ここでは、スウェーデンの試みを見ていただきたい⁷。スウェーデンのDV対策の大きな特徴は、刑法にDVが犯罪として規定されており、DVをした者は最長で6年間刑務所に収容される点である。例えば、夫が妻を毎日無視する行為、あるいは「だれのお陰でメシを食ってるんだ」と繰り返し怒鳴る行為等は、日本の刑法では通常犯罪行為には当たらない。ただ、毎日このような行為が続いた場合、女性の苦痛は想像するに余りある。そこで、スウェーデンでは、従来の刑法では犯罪とならないDVにも処罰の範囲を広げ、DV罪という罪を刑法典の中にあえて規定したのである。

もっとも、DV罪により刑事裁判にする場合、被害者の女性は刑事裁判に出廷しなければならないという精神的苦痛を背負うことになる。このことは、次に述べる性犯罪も同様である。そこでスウェーデンでは、女性被害者1人で裁判に参加するのはあまりに酷であるということから、女性被害者が弁護士付けることができる制度を設けた（被害者弁護人制度）⁸。現在では、被害者弁護人は、性犯罪以外の一般的の犯罪において被害者が男女いずれの場合にも付されるが、そもそも始まりは、女性の被害者を法廷で守ることから始まったのである。

さらにDV罪により刑事裁判で実刑となった加害者は、DV受刑者専用の刑務所に収容される。一般の刑務所に収容すると、DV受刑者などの女性に対する加害者は刑務所内でのいじめの対象になることから、効果的な処遇ができない。そのため、DV受刑者のみの専用刑務所に収容しているのである。環境を整えたうえで、DV加害者に対し、再犯を防止する更生プログラムを受講させる。このプログラムは、認知行動療法を駆使して作られている。認知行動療法では、人が犯罪をするのには、何らかの心理的な歪み、すなわち認知の歪みがあり、その歪みがもとで犯罪を行うと考えられている。たとえば、女は男よりも劣り暴力をふるつてもよい、という認知の歪みがDVを引き起こすと考える。そこで、DVの加害者にそれぞれ自らの認知の歪みが何であるのかを見つけさせ、犯罪を回避する方法を身に付けさせてるのである。

DVの加害者が、刑務所から出た後も、保護観察所でのDV加害者へのプログラムは続く。いくら刑務所内でプログラムを習得しても、現実の社会でそれを活用出来なければ意味がないことから、出所後の保護観察所によるプログラムは極めて重要である。このプログラムは、2004年からスウェーデン全土で行われている。保護観察におけるプログラムも刑務所と同様に認知行動療法をもとに作られており、刑務所と保護観察とのプログラムの統一性が保たれている。効果検証が今後行われることから、その結果が注目されている。

§ 7. 北欧における性犯罪対策

強姦罪などをはじめとする性犯罪は、DV同様あるいはそれ以上に女性に対して大きな被害を与える。性犯罪の男性加害者には、女性は強姦されたがっているので強姦した（いわゆる強姦神話）と平然と述べる者もおり、性犯罪は男女平等の考えが浸透していない極めて悪質な例と言いうる。北欧では、性犯罪対策を積極的に行っているが、その中でも注目すべきは、フィンランドでの試みである。フィンランドは性犯罪に対して、主として2つの対策を講じている。1つは、性犯罪に関する刑法の改正である。もう1つは、刑務所内でのSTOP CORE 2000（以下、「STOP」とする。）と呼ばれる処遇プログラムを充実である。このプログラム受講の再犯率は、4%極めて低い数字となっている（北欧では性犯罪の再犯率は30%程度といわれている。）。そこで、この2点を中心に見ていきたい⁹。

フィンランドでは、1980年代後半に、幼い子供2名が強姦され焼き殺されるという痛ましい事件が起きた（ヤンム事件）。フィンランドではこの事件をきっかけに徹底的な性犯罪対策に乗り出す。

まず、刑法の改正について重要な点は、重大な性犯罪については、被害者の告訴が無い場合であっても起訴することができるとしたことである（フィンランド刑法11条）。すなわち、重大な性犯罪は、非親告罪となったのである。たとえば、現在の日本の刑法では、性犯罪については、刑事裁判で被害者のプライバシーが明らかになることは被害者に酷であるとの判断から、告訴なくして検察官は起訴できない（日本国刑法180条）。しかし、親告罪にすることで、かえって性犯罪の被害者が、加害者からの様々な圧力で刑事裁判にできないことが少なくないのも事実である。そこでフィンランドでは、泣き寝入りをしている被害者が多いことから、重大な性犯罪については、被害者の告訴が無くとも起訴できるとしたのである。

次に、刑務所内で行われている性犯罪者受刑者処遇プログラムであるSTOPについて見たい。STOPを受講する性犯罪者受刑者は、1つの刑務所の特別区画に集めて処遇される¹⁰。現在では、ヘルシンキから電車で1時間ほどのところにあるリーヒマキ刑務所で処遇が行われている。このように性犯罪者だけを特別区画に集めて処遇しているのは、DV同様に、他の受刑者からのいじめの対象となり、性犯罪受刑者がプログラムに集中できないからである。スウェーデンのDVプログラム同様に認知行動療法に基づいてプログラムが組まれているが、STOPの最大の特徴は、8名ずつで1つのグループを作り特定のテーマについて徹底的に議論をさせることにある。たとえば女性についてどう思うか、男女平等とは何か、などのテーマについて、8名が徹底的に議論をする。議論をすることがとても大切で、普段は知ることができなかつた他の性犯罪者の考えを知ることになり、自分のどこが他の者と違うのか自分のどこが歪んでいるのかを徐々に見つけていくことになる。筆者が、2007年の夏にリーヒマキ刑務所受講者8名全員とインタビューした際、彼らの多くは、プログラムを受講することは楽しみだが、今回刑務所に入ったのは相手の女に騙された、女が悪い、など自らの行為を反省しない態度をとっていた。この主な原因は、自分の認知の歪みに気が付いていないことがある。ただ、プログラムが終わった段階で会うと、彼らは自分の考えが歪んでいたなどの反省の言葉を述べるようになっていた。現在、フィンランドに限らず、世界の多くの

刑務所では認知行動療法に基づく受刑者処遇がなされている。ただ、その中でも、フィンランドの処遇プログラムは極めて高い効果をあげている。その理由は多々あるが、1つ1つのテーマを丁寧にグループで話し合い、女性に対する考え方などの認知の歪みを改善しようとしている点が大きいのではないかと、思われる¹¹。

§ 8. おわりに—今後の方向性

男女共同参画の理想の国と思える北欧でさえも、男女共同参画は初めから当然のごとく存在したものではなかった。北欧の人たちが、少しづつ努力し、その結果現在の状況に到達したのである。このことは、北欧の人たちの男女共同参画社会を実現したいという強い思いが、社会を少しづつ変えていったと言って良い。そして、重要なことは、この努力が今なお続いていることである。北欧では現在の状況がゴールであるとは決して考えられていない。より良い更なる男女共同参画社会を目指したいという思いが、北欧の人たちの中にはある。

翻って日本を見ると、残念ながら日本の男女共同参画に関する現在の状況は、北欧と大きく差がついている。ただ、北欧でも決して男女平等社会が所与のものとしてあったわけではない。自分たちの意識で社会を変えようとした北欧の人たちの取組みは、私たちにとっても大変参考になることだと思われる。まずは、自分たちの意識をしっかりと変えていくことが極めて重要である。そのためには、義務教育等の教育の機会で、男女平等の意識付けをしていくことは、最低限必要であろう。さらには、高等教育において男女平等の意識付けを行うのみならず、地域や職場においても男女平等の意識付けを継続することが重要である。

男女共同参画の問題は、社会構造に端を発する極めて根深いものである。また、DVや性犯罪にも発展する、深刻な問題でもある。この後とも、日本と北欧の男女共同参画対策の比較研究を続けるとともに、少しでも両国間の差が縮まることを望んで、本稿を締めくくりたい。

1 平成21年6月9日読売新聞朝刊。

2 ペアテ・シロタ・ゴードン『1945年のクリスマス－日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』（柏書房・1995年）。

3 <http://www.president.fi/public/default.aspx?culture=en-US&contentlan=2>

4 トゥーラ・ハータイネン「女性の参政権と40%定数制度」『フィンランドを世界一に導いた100の社会改革』（公人の友社・2008年）36・37頁。

5 ノルウェーについては、在日ノルウェー大使館ホームページが参考になる。

<http://www.norway.or.jp/about/policy/equal-opportunities/>

6 内閣府男女共同参画局ホームページ 矢野恵美「ノルウェーの取組の特徴と日本への示唆」

<http://www.gender.go.jp/research/sekkkyoku/h20shogaikoku/sec3-2.pdf>

パパ・クオーター制をはじめ、ノルウェーの最新情報が掲載されており、極めて有益である。

7 スウェーデンの対策については、矢野恵美「スウェーデンにおける性犯罪対策—性犯罪

規定・性犯罪者対策・被害者対策の観点から——」『犯罪と非行』150（2006年）。同「刑法における性犯罪規定と性犯罪加害者対策・被害者対策に関する一考察—スウェーデン2005年性刑法全面改正を手がかりにして」東北大学21世紀COEプログラム ジェンダー法・政策研究叢書5『セクシュアリティと法』（2006年）319頁～356頁に詳しい。

8 矢野恵美「犯罪被害者の法的地位—スウェーデンの被害者弁護人制度を中心に—」『法学研究』第80巻第12号（2007年）507頁～535頁。

9 拙稿「フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇の今」『刑政』119巻5号（2008年）36頁～45頁、同「フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇・性犯罪者被害者対策」『犯罪と非行』150号（2006年）150頁～170頁。

10 Tilastokeskus, 2005 , "Oileustilastollinen vuosikirja 2005" 281-291 頁。 フィンランド全体で、過去5年間施設収容をされた性犯罪者の数は、2001年1月5日63名、2002年1月5日60名、2003年1月5日59名、2004年1月5日74名、2005年1月5日82名となっている。

11 フィンランドの刑事司法・刑事政策に関して、拙稿「刑事訴訟手続きへの犯罪被害者の参加—フィンランドの被害者参加制度を中心に—」『刑政』120巻8号（2009年）50頁～59頁、同「フィンランドにおける過剰収容下の就労支援」『犯罪と非行』155号（2008年）125頁～142頁、同「ヘルシンキ地方裁判所」『自由と正義』64号（2010年）1頁を併せ参考にしていただけ幸いである。